

# 一般質問通告一覧表（12月定例会議）

令和7年12月9日招集

1. 財政状況を踏まえた第7次総合計画（後期）策定の展望について	<p>令和8年度は第7次総合計画の前期実施計画の最終年であり、後期実施計画の策定の年でもある。現在の栗山町の財政状況は令和2年から6年の推移で見ると地方債残高は増加し、企業会計を含めた全会計の起債額は200億円を超える。一方で財政調整基金も増額され、5カ年の実質収支は黒字であり、収支の均衡を図りながら第7次総合計画の前期における各計画・施策が一部修正を見ながらも実行されていく見込みである。</p> <p>これらの財政状況の推移と前期実施計画の反省と課題を踏まえて、第7次総合計画の後期実施計画への意気込みと策定に対し、次の3点について町長に伺う。</p> <p>① 経常収支比率は令和6年決算ベースで、95.9%であり、財政のいわゆる弾力性が低い状況であるが、後期実施計画における政策の展望について伺う。</p> <p>② 起債額は近隣自治体や類似団体でも上位であるが、今後の投資的経費に係る財源確保はどのように考えられているのか。</p> <p>③ 企業会計の事業経営については、効率的かつ長期的な展望に立った計画で事業を実施されているが特に基準外繰入金に対しては、どのようなお考えをもっているのか。</p>	1番 齊藤 義崇
----------------------------------	---	-------------

1. 「こども誰でも通園制度」の充実に向けて

こども誰でも通園制度は、保育施設に通っていない生後6ヶ月から満3歳未満の子どもについて、預ける理由を問わず、月10時間を上限に保育所や認定こども園等で子どもを預けることができ、全国一律に実施され、居住する市町村以外での広域利用もできる制度である。本年4月1日以降、「乳児等通園支援事業」として位置づけられ、令和8年4月1日施行以降は「乳児等のための支援給付」となる。保護者は事業者と直接契約をし、利用料を事業者へ支払い、事業者は利用実績に応じて公費分を自治体に請求し、給付を受ける立場となる。契約関係は保護者と事業者の間にのみ存在し、市町村は給付を支払う立場になるため、実際の事業に対する責任は事業者で、市町村の責任はかなり後退したものになる。保護者は、幼い我が子を通常の在園児と比べ預かりに慣れているとは言えない事業者に預けるので、事業者の選択に慎重にならざるを得ない。また事業者も在園児と異なり、日ごろ園に慣れていない乳児を含む幼い子どもを預かる困難な義務を担わされることになる。保護者と面談して子どもと保護者の心身の状況や養育環境を把握したり、子育てについての情報提供や助言等の相談業務もある。専門家からはこの制度について、子どもの安全性を守れるのか、安全性を担保することが難しい経営構造になっている、保育士不足で従来の事業を圧迫するなど課題が多く指摘されている。12月に提案された条例案は、国が定める基準に沿った条例である。令和8年4月1日施行されるまでの準備期間の間に乳幼児に適切な保育が提供できるように、「栗山町子ども・子育て会議委員」の声も聞きながら進めてはと考えるが見解を伺う。

3番  
重山雅世

1. 重点支援地方交付金特別枠による物価高対策の内容について  2. 町営バスの維持費を鑑みた今後の車両更新計画と町内の公共交通施策の展望について	<p>現在、高市政権が取り組もうと推進している重点支援地方交付金特別枠を利用した物価高対策について、1月にも始動するよう各自治体への指示が出ているところであります。この件について、本町での物価高対策の取組内容について、所得制限などの範囲設定など、どのように考えているのか。</p> <p>現在、本町の町営バスは実質11台を運用しているが、車両の耐用年数やコストパフォーマンスを考え、より効率的な町営バスの運用を行うため、さらには公共交通空白地の解消を考えた時に、大型車両を普通ワゴン車に切り替える等の方策が必要と考える。</p> <p>そこで、今後の本町における車両の更新計画を踏まえた公共交通施策の展望について町長に伺う。</p>
---	--

5番  
堀文彦

1. 栗山町公共施設等総合管理計画について	<p>栗山町公共施設等総合管理計画は、国が策定したインフラ長寿命化計画と歩調を合わせ、町内公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため平成29年3月に策定された。その後令和2年には、個別施設計画が整えられ、それを踏まえた改訂が令和3年に行われ現在に至っている。</p> <p>一方、本町のまちづくりの最上位計画である栗山町第7次総合計画は、令和8年度に前期実施計画が終了し、令和9年から4年間の後期実施計画へと移行していく時期を迎えており、栗山町公共施設等総合管理計画は計画の位置付けとして、栗山町総合計画の下位計画であることから、4年ごとの総合計画の見直しに際して、整合を図ることも必要であると考える。そこで以下の点について伺う。</p> <p>① 本町議会では、町内公共施設等に対するマネジメントが、今後のまちづくりにおいて大変重要であることから、地方自治法第96条第2項に基づき、栗山町公共施設等総合管理計画を議会の議決事項としているが、その改訂が行われるための町の基本的な考え方はあるのか。</p> <p>② 総合計画と連動して定期的な見直しを行うことが、将来展望を内包した実行力ある計画になると考えるがいかがか。</p>
-----------------------	---

10番  
藤本光行

1. 災害発生時における技術職等の配置と復旧対策について

災害が発生した際のインフラの復旧は、町民生活を維持するうえで早く回復することが期待されています。令和4年の12月に質問した際には、インフラ復旧の要となる町の技術者については、50代4名、40代2名、30代2名と課長職1名の9名在籍しているとのことでした。今年度は、20代を2名含めて9名の技術職の方々が在籍中とのことで、技術の伝承が着々と進んでいるのだろうと思っております。

栗山村の災害というと直近では、胆振東部地震の停電、その前日の台風の風倒木による道路封鎖が記憶に新しいところですが、上下水道管の老朽化による破損など、これまで経験したことのない災害にも備えが必要であると思います。これらの災害について役場の技術職の配置や復旧対策についてお伺いします。

6番  
鈴木千逸